

仕様書

1. 件名 重粒子治療推進棟の診療系ネットワーク機器の更新

2. 数量

1 式

3. 目的

量子科学技術研究開発機構 QST 病院（以下、「当院」）では電子カルテをはじめとする複数の医療情報システムを導入し、電子化された診療情報を情報システム間で交換するためのクローズなネットワーク（以下、「診療系ネットワーク」）を構築し、運用管理している。

重粒子治療推進棟の診療系ネットワーク機器は、病院棟と重粒子治療推進棟間、重粒子治療推進棟と新治療研究棟をはじめとする各棟間を接続し、診療業務において重要な役割を果たすネットワーク機器である。しかし、導入後 9 年以上が経過して今年度中にメーカーサポートが終了する機器があり、故障時に必要な交換部品が入手できなくなる可能性がある。重粒子治療推進棟のネットワーク機器に障害が発生した場合、迅速な復旧が困難となり、病院の診療業務に多大な影響を与える可能性が高い。当院の診療業務を支える診療系ネットワークの安定的な運用管理のため、重粒子治療推進棟の診療系ネットワーク機器の更新を実施する。

4. 調達物品名および内容内訳

重粒子治療推進棟の診療系ネットワーク機器

一式

以下の物品を納入し、指定した場所に設置すること。接続方法に関して指定があればそれに従い、ネットワークシステムを構築すること。既設の光ファイバーケーブル、UTP ケーブル、成端箱、ラック、電源以外に必要なケーブル、トランシーバ等の部品、ライセンス及び搬入、据付、配線、設定、調整等にかかる費用は全て本調達に含めること。既存のネットワーク調査が必要な場合は、調査費用を本調達に含めること。調達物品と機器の構成については、詳細仕様書に示す。

調達物品は以下の機能を有するものとする。光収容スイッチ、1000Base-T48 ポートスイッチはそれぞれ一体化し、1 台のスイッチとして動作すること。

- | | |
|---------------------------|----|
| (ア) 光収容スイッチ | 一式 |
| (イ) 1000Base-T 48 ポートスイッチ | 一式 |
| (ウ) 電源設備 | 一式 |
| (エ) 各設定、設定情報移行、設置作業 | 一式 |

5. ネットワーク回線接続の概要

各棟間を接続する光ファイバーケーブルについては、既設のものを使用する。病院棟～重粒子治療推進棟間は 10GBase-LR シングルモード光ファイバーケーブル、重粒子治療推進棟～第一研究棟、第三研究棟、新治療研究棟、分子イメージング棟は 1000Base-SX マルチモード光ファイバーケーブルを使用して接続する。接続箇所は詳細仕様書に示す。また、各スイッチ間で必要なケーブルを納入し、設置すること。

ラックについては既設のものを利用するが、それ以外に本調達の機器を設置することによって生じる設備については本調達に含まれる。

6. 納品物

以下を完成図書とし、電子媒体、紙媒体で 1 部ずつ納品すること。

(ア) 作業計画表 (契約後、すみやかに提出すること)

(イ) 作業検査完了報告書

(ウ) 導入機器およびポート収容表

イ) 導入機器およびシリアル番号一覧表

ロ) スイッチ基本設定シート

ハ) ポート収容表

ニ) 機器をラックのどの位置に設置したのかが判断できる写真資料

(エ) 機器の設定情報

(オ) 診療系情報ネットワークシステム構成図

7. 納入期限

2025 年 12 月 26 日 (金)

8. 納入場所

千葉市稲毛区穴川 4 - 9 - 1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 QST 病院

9. 検査

(ア) 当院担当者による所定の検査を行い、詳細仕様書の要件を満たし、ネットワークや機器が使用可能な状態であり、6.納品物で要求する書類等が提出されていることを確認したことをもって検査合格とする。

10. 業務に必要な資格

(ア) 本件は診療情報を取り扱うネットワーク機器を更新するため、機器の更新作業を行う者は ISMS/ISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) 認証を取得

していること。

- (イ) 機器の更新作業を行う者は、本件で納入する各ネットワーク機器と同じメーカー製機器の設計導入を医療機関で行った経験を3件以上有すること。

11. 情報セキュリティ

- (ア) 受注者は、当院の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (イ) 受注者は、本件で取得した当院の情報を、当院の許可なしに本件の目的以外に利用してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (ウ) 受注者は、本件で取得した当院の情報を、当院の許可なしに第三者に開示してはならない。本件の終了後においても同様とする。
- (エ) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、当院が意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。
- (オ) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。
- (カ) 本件に係る情報漏えい等の情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかに当院担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- (キ) 受注者は、当院から本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況を当院からの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- (ク) 受注者は、機器、データ及び文書等について、当院の許可無く当院外部に持ち出ししてはならない。
- (ケ) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- (コ) 本件で作成された著作物(マニュアル等)の所有権は、当院に帰属するものとする。
- (サ) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面を当院に提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、当院に対しすべての責任を負うこと。

12. 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項の通りとする。

13. グリーン購入法の推進

- (ア) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (イ) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

14. その他

- (ア) 本仕様書及び「詳細仕様書」の内容について疑義が生じた場合、当院担当者と協議のうえ決定すること。
- (イ) 機器更新作業に伴い持ち込んだ資材（段ボール等）は持ち帰って処分すること。

部課名 : QST 病院 医療技術部 医療情報課
課長名 : 岸本 理和
使用者氏名: 鈴木 祐子